ラベンダー

梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

6月 (水無月) JUNE

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	・
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

6月の税務と労務

国　税／5月分源泉所得税の納付　6月10日

国　税／所得税の予定納税額の通知　6月17日

国　税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　7月1日

国　税／10月決算法人の中間申告　7月1日

国　税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　7月1日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）　市町村の条例で定める日

労　務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届　支払後5日以内

労　務／児童手当現況届（市町村役場に提出）　7月1日

ワンポイント　徴税コスト

その年度における税収に占める徴税費の割合を示すもので、日本では100円の税金を徴収するためにかかる費用をいう。徴税費に含まれるものは、職員の給与等の人件費や調査等の旅費、通信専用料等の物件費など。国税庁が公表した平成29年度の徴税コストは1.24円となっており、ここ数年来減少傾向にあります。

個人事業者の事業用資産に係る事業承継税制の創設

平成三十一年（二〇一九年）度税制改正では、個人事業者の高齢化が急速に進む中、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題であることから、十年間の時限措置として、個人事業者の事業用資産に係る事業承継税制（個人版事業承継税制）が新たに設けられました。

以下、ポイントを整理します。

1　個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予

(1)　概要

認定相続人が、二〇一九年一月一日から二〇二八年十二月三十一日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

(2)　用語の意味

①　認定相続人

承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

②　特定事業用資産

被相続人の事業（不動産貸付業等を除く）の用に供されていた次のものをいいます。

- 土地（面積四〇〇㎡までの部分に限る）
- 建物（床面積八〇〇㎡までの部分に限る）
- 建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税・軽自動車税の課税対象となっているものその他これに準ずるものに限る）で、青色申告書に添付されている貸借対照表に計上しているもの

※　債務控除を使った制度の濫用防止のため、被相続人に債務がある場合は、特定事業用資産の金額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額が納税猶予の基礎となります。

③　承継計画

認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、二〇一九年四月一日から二〇二四年三月三十一日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

(3)　猶予税額

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度と同様に計算します。

(4)　猶予税額の免除

次のような場合には、猶予税額の免除があります。

〈全額免除〉

・後継者が死亡時まで特定事業用資産を保有し事業を継続した場合

・後継者が、相続・贈与税の申告期限から五年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者が特定事業用資産について、個人版事業承継税制による贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合

〈一部免除〉

・同族関係者以外に特定事業用資産を一括して譲渡する場合

・民事再生計画の認可決定等があった場合

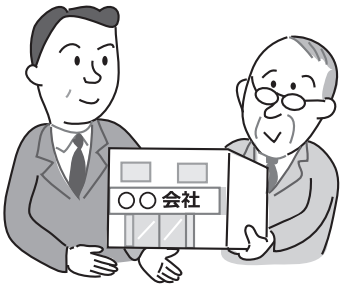

(5)　その他

①　青色申告要件

適用を受けるには、被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けている必要があります。

②　継続届出書

認定相続人は、相続税の申告期限から三年毎に「継続届

出書」を税務署長に提出しなければなりません。

2 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予

(1) 概要

認定受贈者（一八歳（二〇二二年三月三十一日までの贈与については、二〇歳）以上である者に限る。以下同じ）が、二〇一九年一月一日から二〇二八年十二月三十一日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税額の納税が猶予されます。

(2) その他

① 贈与者の死亡

贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

② 相続時精算課税との関係

認定受贈者が、贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年一月一日において六〇歳以上である場合には、相続時精算課税制度の適用を受けることができます。

3 留意事項

(1) 適用時期

前記1及び2の改正は、二〇一九年一月一日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(2) 事業継続が条件

事業を継続するという前提で納税を猶予することから、事業を廃業した場合は、納税猶予額の全額及び利子税を合わせて納付する必要があるなど、適用には十分に注意が必要です。

(3) 小規模宅地等の特例との選択

課税価格の減額をすることができる小規模宅地等（特定事業用宅地等に限る）の特例との併用ができない点に注意して、どちらを選択するかを熟慮する必要があります。

4 法人の事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（法人版事業承継税制）について、次のような見直しが行われています。

(1)

二〇二二年四月一日以後の贈与から贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が、二〇歳以上から一八歳以上に引き下げられました。

(2)

資産保有型会社等の取消事由の緩和として、一定のやむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合でも、該当日から六ヶ月以内にこれらの会社に該当しなくなった場合は、納税猶予の取消事由に該当しないこととされました。

(3)

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となりました。

個人版事業承継税制のスキーム　（中小企業庁資料）

期　間	10年間の時限措置 ※2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象。（今年度分は遡及適用）
猶予割合	100％
対象資産	土地、建物、機械・器具備品、車両・船舶、構築物、無形償却資産（特許権等）、生物（乳牛等、果樹等）
対象面積	土地400㎡、建物800㎡
要　件	・経営承継円滑化法に基づく認定（青色申告書を活用） ・2019年度から5年以内に承継計画を提出。
その他	・事業を廃止した場合は納税 ・ただし、事業者が一定の障害に該当した場合や、経営環境の悪化による場合(※)等は、免除・減免措置あり。 ※①直近3年間のうち2年以上赤字である場合や、②2年連続で売上高が減少している場合など。

※小規模宅地等の特例との選択適用

源泉所得税を期日までに納付しなかったときの不納付加算税

源泉所得税を正当な理由なく納付しなかったときは原則として、不納付加算税がかかります。この不納付加算税の割合は次のとおりです。

●税務署からの指摘で納付する場合：納付すべき源泉所得税額の10%

●自主的に納付する場合：納付すべき源泉所得税額の5%

ただし、次の場合には、期限までに納税していなかったとしても、不納付加算税がかかりません。

① 法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるとき

例えば、従業員が給与所得者の扶養控除等申告書などの書類を誤って記入し、その誤った申告書に基づいて控除したことによって源泉所得税額が過少となっていた場合は、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由がないため、正当な理由があると認められる場合として取り扱われます。また、災害等によって真にやむを得ない事由があると認められるときなどについても、正当な理由があるものと認められます。

② 納付する意思があると認められる場合で、法定納期限から1カ月を経過する日までに納付したとき

納付する意思があると認められる場合とは、法定納期限の属する月の前月の末日から起算して1年前の日までの間に税務署から納税の告知を受けたり、期限後に納付した事実がない場合のことをいいます。

なお、国税通則法第119条第4項の規定により、加算税の金額が5千円未満となるときは、切り捨てられることとされています。したがって、計算された不納付加算税の金額が5千円未満となるときは不納付加算税がかかりません。

中間納付した事業税の還付があるときの法人税の計算

中間納付した事業税について、確定申告で還付を受けることがあります。法人税等の計算において、事業税の確定申告分の税額は翌期の損金とされており、これと同一時期に確定する還付金も同様の取り扱いとなります。

そのため、一年決算会社で中間事業税が確定申告により一部還付になる場合、中間納付額はそのまま損金算入し、還付金は翌期の益金として処理することとなります。また、中間納付額から還付金相当額を控除した部分を租税公課として損金経理し、還付金に相当する部分を仮払金等として経理した場合は、確定申告書において当該仮払金等として経理した金額を減算処理して差し支えありません。

特定支出控除
法科大学院や会計大学院に係る支出

給与所得者の特定支出控除の対象となる支出に、資格取得費があります。この資格取得費は、法令に基づきその資格を有する人に限り特定の業務を営むことができることとされている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、医師、歯科医師などの資格を取得するための支出でその人の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものが含まれます。そのため、法科大学院に係る支出は、資格取得費として特定支出となります。

しかし、会計大学院については、公認会計士の受験資格を得るための支出ではないため、資格取得費として特定支出とはなりません。また、税法や会計学に関する研究により修士の学位を取得するための支出も、同様に資格取得費として特定支出とはなりません。